

「リーガルサポート あいち」です

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lsaichi/>」

リーガルサポート

検索

秋期集中研修のお知らせ

第3講からの講演は申込不要・参加無料ですので、是非ともご参加下さい。ご興味のあるテーマのみの参加でもOKです。

日時：平成26年11月1日(土) 午後2時40分～午後5時50分

場所 愛知県司法書士会 2階大会議室 (名古屋市熱田区新尾頭一丁目12-3)

第3講 「認知症の理解」

午後2時40分～同4時10分

講師社会福祉法人仁至会 山口喜樹様

第4講 「障害者権利条約批准と成年後見制度」

午後4時20分～同5時50分

講師名古屋学院大学教授 中村昌美様



※第1講及び第2講は会員のみ参加の内部研修としております。

駐車場がありませんので、近隣の有料駐車場又は公共交通機関をご利用ください。

成年後見人 こんなときはどうするの？

後見人が本人の財産を使い込むといった不正行為は後を絶ちません。専門職後見人が不正行為を行ったというニュースが報道されることがあり、私たち専門職としてこのような不祥事を大変残念に思うところですが、親族後見人の不正行為もかなりの数にのぼっています。

犯罪行為に至らないものの、後見人の執務の執行としては不相当と思われる行為も実はたくさんあります。今回は、あいち花子が太郎さんに質問しますので、太郎さんと一緒に考えてみてください。あいち花子からの答えは次ページです。

私が後見人候補者として、父の後見の申立を検討しています。

後見人候補者は必ずしも成年後見人に選任されるわけではなく、裁判所の判断に委ねられます。後見人に選任された場合には、親族といえども他人の財産を預かることとなりますから、多くの責任と義務を負うこととなります。

では、太郎さんにお聞きします。

1. 被後見人の財産から贈与を行なってよいでしょうか
2. 被後見人の財産から親族への金銭の貸付を行ってよいでしょうか
3. 被後見人の財産を投資・投機のために使ってよいでしょうか

う～ん、1と2はできないような気がしますが、3は迷いますね



司法書士
あいち花子



太郎さん





1、2、3ともすることができません。

1について、贈与は対価を伴わない本人の財産の減少ですから原則として許されません。相続税対策のための贈与も相続人の利益を図るものであって本人のためではありませんから認められません。

2は、後見人である配偶者・親族に対する貸付は利益相反行為・自己契約にあたりますので許されるべきではありません。また、被後見人の親族に対する貸付も原則として認められません。

3は、危険を冒して投資で収益を図るよりも安全確実な方法が求められます。万一損害が発生した場合は後見人を解任される可能性がありますし、新しい後見人から損害賠償を請求される可能性もあります。

本人の利益を一番に優先して考えるということですね。

私が後見人に選任されたら、父の利益を最優先に財産管理を行いたいと思います。判断に迷ったら裁判所に相談します。



※具体的な事実関係においては上記と結論を異にする可能性もあります。

講師・相談員の派遣を行なっています

成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。

研修、相談の内容は、法定後見、任意後見のほか、その周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたっても結構です。講師・相談員の派遣のご要望、その他ご質問などがございましたら、リーガルサポートあいちまでお気軽にお問い合わせ下さい。

講師・相談員の派遣費用については原則的には有料です。

※場合により無料にて派遣させていただくこともできますのでご相談ください。

尚、無料派遣のご依頼が年度の予算枠を超えた場合には、無料でのご依頼に応じられない場合がございます。



無料電話相談も行っています

成年後見に関する電話相談です。

成年後見等の申立手続に関すること、後見制度の利用に関することなど、数多くのご相談が寄せられています。

受付電話にお電話いただきますと担当司法書士から折り返しお電話をいたします。折り返しお電話をするまでに多少のお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

※電話相談の場合には、書類等を直接確認できない、電話相談時間が限られるなどの理由から、具体的な内容についてお答えできない場合もございます。

詳しいご相談を希望される場合、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介を行うこともできます。(個別の司法書士相談は有料となります。)

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日(祝日除く)
午前10時から午後3時まで
受付電話番号 052-683-6696
(リーガルサポートあいち 事務局)

